村上商工会議所 外部委託管理規程

第1章 総 則

【目的】

第1条 この規定は、村上商工会議所が有する個人情報の取扱を第三者に委託する場合に つき、当商工会議所個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的と する基本規程である。

【適用範囲】

第2条 本規程は、個人情報の取扱を外部に委託する場合に適用する。

第2章 外部委託の手続き

【個人情報保護管理者の承認】

- 第3条 個人情報の取扱を第三者に委託する場合、委託作業責任者は、事前に個人情報保護管理者の承認を得なければならない。
 - 2 個人情報保護管理者は、委託先につき調査し、セキュリティ対策状況、受託実績 等が適切と認められなければ、前項の承認をしてはならない。

【基本契約及び秘密保持契約の締結】

- 第4条 前条による個人情報保護管理者の承認に基づき、個人情報の取扱を委託する場合 には、事前に、委託契約及び秘密保持契約を締結しなければならない。
 - 2 委託先との契約に際しては、次の各号に定める事項を明確かつ具体的に定めなければならない。
 - (1)委託する個人情報の内容、範囲、利用目的、委託先における利用態様及び委託 処理期間
 - (2)委託する個人情報に関する秘密保持義務の遵守に関する事項
 - (3)委託する個人情報の安全管理体制に関する事項
 - (4)委託先における個人情報保護に関する教育・研修に関する事項
 - (5)委託する個人情報の漏えいその他事故が発生した場合における措置及び責任分 担に関する事項

第3章 委託先に対する監督

【委託先に対する監督】

- 第5条 個人情報保護管理者は、定期的に委託先を調査し、これを監督しなければならない。
 - 2 個人情報保護管理者は、委託先が契約に違反し又は違反するおそれのあることを 発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。
 - 3 外部委託の担当者は、委託期間中、委託先における個人情報の取扱い状況を調査 し、契約に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに、その 旨を個人情報保護管理者に通知しなければならない。
 - 4 個人情報保護管理者は、前項の通知を受けた場合、直ちに必要な措置を講じなければならない。

第4章 雑 則

【見直し】

第6条 専務理事は、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃 を個人情報保護管理者に指示するものとする。